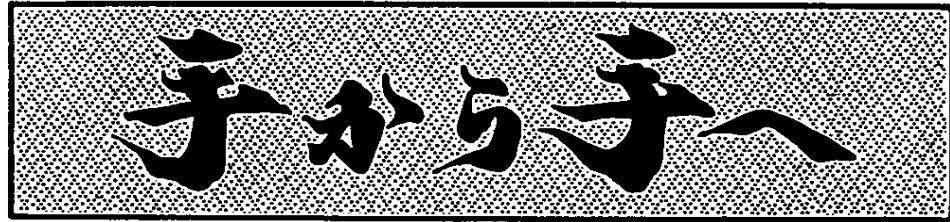


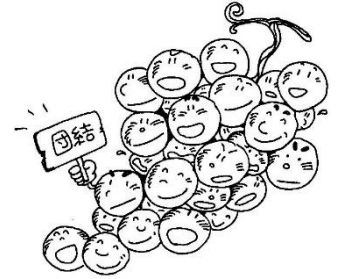
発行／公立大学法人
首都大学東京労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2866 号

2020 年 8 月 24 日

2021 年度の予算・人員要求を提出



首都大学東京労働組合は、7月31日（金）東京都公立大学法人 島田晴雄理事長宛、8月5日（水）東京都総務局大学調整担当 久保田直子部長宛に「2021年度東京都公立大学法人の予算・人員に関する要求について」および「新型コロナウイルス対策のための補正予算要求」要請を行いました。

予算に関しては、大学及び法人名称変更に伴う経費を別枠で確保することなどを要請しました。施設整備に関しては、荒川キャンパスの土壌汚染対策への予算措置を行うことなどを要求しました。

人員に関しては、図書館開館日、開館時間の延長に対応出来る人員増を要求しました。

新型コロナウイルス対策の補正予算も要求

今年は、新型コロナウイルス対策について、学費を半額とするための運営費交付金の増額と学内の通信環境強化などの補正予算の要求も行いました。また、在学生には10万円の経済支援を、非常勤講師に対してはオンライン授業に関わる物品購入のために5万円を支給すること、生協や食堂が営業を維持できるよう給付金の支給も要求しました。

2019組発第9号

2020年7月31日

公立大学法人首都大学東京
理事長 島田 晴雄 殿

公立大学法人首都大学東京労働組合
中央執行委員長 増田 士朗

2021年度東京都公立大学法人の予算・人員に関する要求について

東京都公立大学法人には、東京都立大学と産業技術大学院大学、産業技術高等専門学校が併存しています。これらの大学・高専における教育・研究を維持し、発展させるためには、教育関係費はもちろんのこと、年々減少している基本研究費の増額などを含めて、財政的保障が不可欠です。

また、教育研究を担う教職員数の確保と教育研究環境の改善も不可欠です。組合は貴職に対して、来年度予算・人員について、下記事項の実現を強く要求します。

記

I. 予算について

1. 運営費交付金について

- ① 留学生増等に見合う運営費交付金の増額を東京都に要求すること。
- ② 運営費交付金の削減を行わないこと。
- ③ 大学および法人の名称変更に伴う経費を別枠で確保すること。

2. 人件費について

(1) 教員について

- ① 現在の全教員の定期昇給分、住居手当及び扶養手当等を含む給与額を確保すること。
- ② 非常勤講師の賃金、必要経費（交通費、集中授業のために遠方から来る非常勤講師の宿泊費、非開講時に対する対応も含む）を十分に確保すること。
- ③ 特任教員の賃金等を確保し、一時金も支払うこと。

- ④ プレミアム・カレッジ、OU講座を担当するすべての教員に対して、手当に相当する研究費を支給できるよう予算を確保すること。
- ⑤ 文系助教の研究時間を確保するため、研究室事務負担軽減措置をはかること。具体的には、臨時職員賃金を措置すること。

(2) 職員について

- ① 現在の法人職員、都派遣職員全員の賃金を確保すること。
- ② 臨時職員に一時金が支給できるよう、予算を措置すること。
- ③ 組織変更・事務処理方法変更に伴う事務作業の増加に見合う期間的な追加職員を確保すること。また事務作業増加に対する残業手当を確保すること。
- ④ 法人職員について、賃金を引き上げるとともに期限の定めのある職員を期限の定めのない雇用に改めること。賃金・休暇等、都派遣職員と均衡を失しないよう改善をはかること。
- ⑤ 司書、看護師、技術職員の給料表の足伸ばしを行うこと。
- ⑥ 内部登用合格者の月例給が登用前を下回ることのないようにすること。
- ⑦ 非常勤職員の労災補償について、常勤職員と同等となるよう改善すること。
- ⑧ 臨時職員制度の運用について、65歳定年と契約年数制限を見直すこと。
- ⑨ 臨時職員賃金単価を引き上げること。

3. 教育研究経費について

- (1) ブランディング戦略の面からも、研究費総額に対する基本研究費の割合を増やすとともに額を増額すること。
- (2) 傾斜的研究費は、ごく一部の重点分野に限定してそれに見合うだけの額に抑え、その他は極力、基本研究費に回すこと。また、応募資格について抜本的に見直すこと。
- (3) 特任教員にも、研究費をつけること。
- (4) 図書費、とくに雑誌費や電子ジャーナルについては、現在の水準を下回らないようにすること。共通経費として、基本研究費とは別途確保すること。
- (5) 「新分野創設」などの戦略的経費は、今年度運営交付金水準額とは別途確保すること。
- (6) 学生のダイバーシティに対応するため、施設整備ができるよう教育経費を十分確保すること。
- (7) 減価償却を正確に見積もり、現有の教育設備・備品と同等以上の水準が確保されるよう、修繕・更新のための費用を十分確保すること。
- (8) TA、RAの経費を十分に確保すること。
- (9) 傷害保険、損害保険等の各種保険に加入するための経費を別途確保すること。
- (10) 授業料及び入学金の値上げを行わず、大学独自の奨学金を充実させること。

4. 施設整備費について

- (1) 学部再編、学科再編に伴って生じる教室の新設等の施設整備については、当該教職員と協議のうえ、研究・教育が円滑に実施ができ、対外的にも魅力のある施設になるように計画すること。
- (2) マルチキャンパスに対応したネットワーク回線の増強費用を確保すること。
- (3) 無線LANを使用できる実験室などを増やし、安定して使用できるようにすること。
- (4) 南大沢キャンパスの学生実験室及び教室の空調設備を個別空調とすること。ピークカットに対応するため発電・蓄電設備の新設を行うこと。
- (5) 講堂を改築して、入学式・卒業式を行えるようにすること。
- (6) 南大沢、日野、荒川、晴海、産技大、高専（品川、荒川）キャンパスについて、中長期的な大規模改修を行うこと。この経費は、通常の法人予算とは別枠で措置するよう東京都に要求すること。改修にあたっては、騒音・換気等、教職員の健康管理に十分配慮すること。
- (7) 南大沢キャンパスの植栽維持、日向緑地の保全対策の経費を確保すること。緑地の木道を改修すること。
- (8) 南大沢キャンパスのスズメバチ、マムシ、カラス対策の経費を確保すること。
- (9) 日野キャンパスの4号館と学生会館間に雨よけ用通路を設置すること。
- (10) 日野キャンパス2号館のひび割れ修繕、さびが目立つ鉄部の塗装を行うこと。
- (11) 日野キャンパスの実験室・研究室の鍵が電子カードキーになっていない部屋について、電子カードキーにすること。
- (12) 日野キャンパス1・4号館前広場の段差部分を無くし、車椅子利用学生が不自由なく移動でき、一般学生が夜間でも危険なく歩ける状態にすること。
- (13) 荒川キャンパスの高度医療機器（MRI等）を更新すること。

5. コロナ感染対策について

- (1) 別途要求している「新型コロナウイルス対策のための補正予算要求」については、来年度以降も継続すること。

6. その他

- (1) 他キャンパスから授業に来校した教員の居室を確保すること。
- (2) 生協施設等への援助を施策化し、賃借料等を値上げしないこと。

II. 人員について

1. 人員削減を行わないこと。
2. 慢性的な超過労働を解消し、年次有給休暇取得などの権利行使ができる人員措置を行うこと。

3. 荒川キャンパス図書館について、開館日、開館時間延長に伴う人員増を行うこと。
4. 必要で十分な都派遣職員を確保すること。
5. 人事異動については、業務に支障のないよう配慮して行うこと。
6. 教育を保障する必要で十分な非常勤講師を確保すること。
7. ダイバーシティに対応できる人的配置を行うこと。

Ⅲ. 委託業務・人材派遣について

1. 契約にあたっては、適正な賃金・労働条件が確保されていることを確認すること。
2. 産業技術大学院大学図書館の委託については、夜間窓口業務に限定すること。

Ⅳ. その他

1. キャンパス内に保育園を設置するなど、子育て、育児を支援する方策を実施すること。これまでの休日一時保育制度を存続させつつ、新たに開設した一時保育施設の充実をはかること。
2. 保育園の開園に必要な検討と予算措置を行うこと。
3. 日野キャンパス、荒川キャンパスにも一時保育施設を設置すること。

2019組発第8号
2020年7月31日

公立大学法人首都大学東京
理事長 島田 晴雄 殿

公立大学法人首都大学東京労働組合
中央執行委員長 増田 士朗

新型コロナウイルス対策のための補正予算要求

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は新たな段階をむかえています。東京都内の感染者数は緊急事態宣言前より多く、連日100名をこえ高止まりしているのが現状です。東京都立大学では、前期の授業は原則オンライン授業を行うこととし、一部の実験・実習などについては6月29日以降、対面授業で行われています。また、夏季集中講義期間に実験・実習を行うことを公表している学科も少なくありません。非常勤講師を含む教職員は、かつてない困難な状況の中でも、講義の質を落とすことがないように、様々な工夫を重ねて教育を行っています。

上京できないままオンライン授業を受けている学生も少なからずおり、アルバイト先が休業したり、保護者もコロナ不況で収入が減少するなど、かつてなく学生生活も厳しくなっています。4割の学生は学業の断念を考えているとの新聞報道もあります。

オンライン授業については、前期の期間に行うことを前提に予算が組まれています。しかし感染拡大の状況によっては、後期の講義についてもオンライン授業を余儀なくされる可能性も考えられます。

対面授業再開に向けて、また突然のオンライン授業への移行に備えるためにも、新たな予算措置が必要です。以下の項目について、至急、予算措置を講じるよう要求します。

1. 感染拡大防止のための物資（消毒液・体温計・アクリル板等）を提供すること。
2. 学費を半額とするため、運営費交付金を増額するよう東京都に要求すること。
3. すべての在学学生に一人当たり、10万円の経済支援を行うこと。
4. オンライン授業に必要な機材や物品購入のため、非常勤講師に一律5万円を支給するための予算を増額すること。
5. 学内の通信環境強化のための予算を確保すること。
6. 生協や食堂の委託業者に営業が持続できるよう給付金を給付すること。